

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度掛金自動引落	34,240,000	—	平成30年5月31日 6月29日 7月31日 8月31日 9月28日 10月31日 11月30日 12月28日 平成31年1月31日 2月28日 3月29日 4月26日	—	公益	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	評価料申込金	540,000	—	平成30年6月15日	—	公益	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	本体審査料	1,836,000	—	平成31年3月29日	—	公益	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益財団法人日本骨髄バンク	7010005018682	組織適合性試験費用及びドナー検査費用一式	4,950,000	—	平成30年度7月31日 9月28日 12月28日 平成31年度1月31日 3月29日 4月26日	—	公益	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	平成30年度臓器移植ネットワークに係る諸会費 一式	600,000	600,000	平成30年6月30日	移植施設である当センターが脳死者からの臓器提供(腎臓、小腸、肝臓)を受けるために不可欠であるため。	公益	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	脳死下臓器提供費用一式	27,069,130	—	平成30年10月31日 11月30日 12月28日 平成31年2月28日 3月29日 4月26日 5月31日	—	公益	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益社団法人日本臓器移植ネットワーク	3010405001069	2018年度院内体制整備支援事業に係る実施料として	335,470	—	令和1年5月31日	—	公益	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	6010905002126	公益財団法人 日本中毒情報センター	6050005010703	賛助会費(団体会員分として)平成30年度分	100,000	100,000	平成30年4月27日	診療時における急性中毒等の情報収集を速やかに行う事ができるため。	公益	国認定

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。